

近隣の支援者の登録を検討いただける方にお渡しください

避難行動要支援者支援事業

近隣の支援者の登録について（表面）

災害時に自力で避難することが難しい身体の不自由な方や高齢者など（避難行動要支援者）の被害を地域における助け合いにより減らすため、同意が得られた避難行動要支援者の情報を地域の支援者に提供するのが避難行動要支援者支援事業です。

この事業における助け合いの具体化を進めるため、市は個別支援計画の作成を通じて避難支援の体制づくりを推進しています。この計画のなかで、避難支援や安否確認をしていただける近隣の支援者の登録を推進しているため、登録にご協力をお願いします。

近隣の支援者として登録された場合、あなたの情報は市から地域の支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関等）に提供され、災害時の避難支援体制づくりに活用されます。

【災害時のイメージ】



※図は一例です。地域によって対応が異なる場合があります。

※地域ごとの避難支援の体制づくりにご協力をお願いします。その際に知り得た地域の支援者及び避難行動要支援者の個人情報については第三者に漏らさないでください。自身が支援者の登録から外れた後も同様をお願いします。

【大事なこと】

災害時はご自身、ご家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難支援や安否確認をお願いするものであり、近隣の支援者の登録により避難支援の法的な責任や義務を負うものではありません。

（裏面）もご覧ください

(裏面)

【Q&A】

Q 個別支援計画とは何ですか。

A 避難支援の具体化を進めるため、避難行動要支援者の情報（生活状況、家族等連絡先、近隣の支援者、身体状況、避難時の持ち物、避難支援の希望、避難先、避難先での希望等）を記載し、地域の支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関等）に提供するものです。

※近隣の支援者として登録いただいた個人情報には目的以外に使用しないなど、適切に取り扱われます。

Q 避難支援ができない場合もあると思いますが。

A ご自身やご家族の安全を確保したうえで、可能な範囲での支援をお願いします。

Q 近隣の支援者として登録しなくても、地域で助け合うと思いますが。

A 災害対策基本法が改正され、近隣の支援者を登録した個別支援計画の作成が全国的に推進されています。より円滑な情報共有が期待できることから、和泉市でも近隣の支援者を登録した個別支援計画の作成を推進しています（登録していない方が支援をしても問題ありません）。

Q 「近隣の支援者」に登録できるのは、個人のみですか。

A 個人での登録が難しい場合、組織としての登録も可能です。組織名を記入いただき、必ず連絡先を記入ください。

記入例：〇〇自治会 会長（氏名）（住所）（電話）

〇〇地区自主防災組織 会長（氏名）（住所）（電話）

Q 近隣の支援者として登録した後、何か連絡はありますか。

A 以下の連絡があった場合はご協力をお願いします。

- ・登録内容確認のための市からの連絡
- ・地域における避難支援の体制づくりのための地域の支援者からの連絡

いざというときの助け合いには日頃のコミュニケーションが大切です。避難行動要支援者ご本人とは普段からのお付き合いをお願いします。

【問合せ先】

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 福祉部福祉総務課

0725-99-8126